

# 青森県報

第三千百三十四号

平成二十一年  
九月九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の名称並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出	(同)	五
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	五
保安林の指定予定	(林政課)	六
宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築住宅課)	六
右 同	(同)	六
公 告	(同)	七
建設業者の許可の取消し	(東青地域 民局)	七

右 同

雑 報

(中南地域  
民局)

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により地方  
 独立行政法人青森県産業技術センターが定める開示請求が  
 あった場合において直ちに開示することができる保有個人  
 情報

地方独立行政法人青森  
 県産業技術センター

## 告 示

青森県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
合同会社グ ート	八戸市大字中居 林字雷三の一八	ケアプラン センター ードリー	八戸市大字新井 田字松山中野場 三五の二二	平成 三・七・三
医療法人秀 豊会	上北郡東北町大 字上野南谷地 二五八の一	訪問リハ ビリオンテ ィ	上北郡東北町大 字上野南谷地 二五八の一	三・六・四

青森県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所在地	介護予防の種類	名称	所在地	廃止年月日
合同会社グイト	八戸市大字中居林字雷三の一八	介護予防訪問介護	ケアプランセンターイードリー	八戸市大字新井田字松山中野場三五の一	平成三・七・三
医療法人秀豊会	上北郡東北町大字上野南谷地二五八の一	介護予防訪問介護	パークリニック	上北郡東北町大字上野南谷地二五八の一	三・六・四

青森県告示第五百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	指定期限
株式会社WEST	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	訪問介護	訪問介護ステーション	弘前市大字中野五丁目二五の五	平成三・七・一

社会福祉法人オリーブ会

名称	主たる事務所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定期限
社会福祉法人オリーブ会	弘前市大字鷹匠町一六の一	短期入所生活介護	デイサービスセンター鷹匠町百沢の湯あすな荘	弘前市大字百沢三一九	三・八・一

名称	主たる事務所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定期限
有限会社アイ・エヌ・エス	八戸市大字本徒土町九の一〇	居宅療養管理指導	エンゼル薬局	八戸市大字本徒土町九の一〇	三・二〇・一

名称	主たる事務所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定期限
合同会社グイト	八戸市大字中居林字雷三の一八	訪問介護	ヘルパーステーションオードリー	八戸市新井田西三丁目一七の一六〇二スワン	三・八・一

名称	主たる事務所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定期限
株式会社平山建設	北津軽郡中泊町大字今泉字神山五九の一	認知症対応型共同生活介護	グループやまなみ	北津軽郡中泊町大字今泉字神山一四四の一	三・八・二〇

名称	主たる事務所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定期限
有限会社赤ずきん	三戸郡南部町大字大向字船場平三六の四	訪問介護	訪問介護事業所あいの	三戸郡南部町大字大向字船場平三六の四	三・八・一

青森県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定期限
株式会社WEST	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	訪問介護	訪問介護ステーション	弘前市大字中野五丁目二五の五	平成三・七・一

株式会社南 部住建	有限会社赤 ずきん	株式会社平 山建設	合同会社グ ート	株式会社三 協医科器械	有限会社ア イ・エヌメ ディカルサ ービス	社会福祉法 会オリーブ 会
三三三三 三三三三	三三三三 三三三三	五九の一 大今泉字 北津軽郡 大字神山	八戸市大 字中居 林字雷三 の一八	南一丁目 七の七 岩手県紫 波郡矢 巾通セ ンター	八戸市大 字本徒 八町九の 一〇	弘前市大 字鷹匠 町一六の 一
生活型 介護	認知症 共同防 護	訪問予 防	訪問予 防	介護予 防	介護予 防	介護予 防
グループ まわ	訪問予 防	訪問予 防	訪問予 防	訪問予 防	訪問予 防	訪問予 防
六三六 八三六	三三三 三三三	一四四 一四四	六三六 六三六	八三〇 八三〇	八三〇 八三〇	三三三 三三三
三・九 一	三・八 一	三・八 一〇	三・八 一	三・七 一	三・二 一	三・八 一

青森県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社三協 医科器械	岩手県紫波郡矢巾 一丁目七の七	特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	平成 三・七 一
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日

青森県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社三協 医科器械	岩手県紫波郡矢巾 一丁目七の七	特定介護予防福祉用具販売事業者	特定介護予防福祉用具販売事業所	平成 三・七 一
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日

青森県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を變更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉法人同伸社	社会福祉法人みやぎ	"	"	八戸医療生活協同組合	八戸医療生活協同組合	仙知会	医療法人	名称	居宅介護事業者	八戸市大字	八戸市大字	名称	居宅介護事業者
八戸市大字	八戸市大字	"	"	八戸市南類	八戸市南類	弘前市大字	弘前市大字	主たる所在地	居宅介護	八戸市南類	八戸市南類	主たる所在地	居宅介護
通所介護	訪問介護	"	"	"	"	訪問看護	訪問看護	居宅介護	居宅介護	八戸市南類	八戸市南類	居宅介護	居宅介護
あんずの里白銀センター	杏の里白銀センター	"	"	八戸医療生活協同組合	八戸医療生活協同組合	訪問看護	訪問看護	名称	居宅介護事業所	八戸市白銀	八戸市白銀	名称	居宅介護事業所
八戸市白銀	八戸市白銀	"	"	八戸市南類	八戸市南類	八戸市南類	八戸市南類	所在地	居宅介護	八戸市白銀	八戸市白銀	所在地	居宅介護
三・四一	三・七一	三・七二	三・九二四	一四・三一	一四・三一	平成	平成	年月日	年月日	三・四一	三・七一	年月日	年月日

変更後	変更前	区分	
医療法人 仙知会	医療法人 秀豊会	名称	介護予防事業者
弘前市大字	弘前市大字	主たる所在地	介護予防
訪問看護	訪問看護	名称	介護予防事業所
八戸市大字	八戸市大字	所在地	年月日
平成	平成	年月日	年月日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
瑞翔会	秀豊会	瑞翔会	秀豊会	"	"
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	訪問看護	訪問看護	"	"
旭日クリ	旭日クリ	旭日クリ	旭日クリ	八戸市枝ケ	八戸市枝ケ
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"



自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
テック調剤薬局 ヒルス店 薬局ミミ	青森市大字雲谷字山吹九四の二五 上北郡おいらせ町緑ヶ丘二丁目五〇の二〇 八二	平成三・九一 "

青森県告示第五百九十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
上北郡七戸町字中田六八の一（次の図に示す部分に限る。）（字道地二四の一六）
- 二 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百九十四号

平成二十一年七月十七日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社沖澤工務所
  - 二 代表者の氏名 沖澤 宏一
  - 三 主たる事務所の所在地 三沢市松園町一丁目二の二一八
  - 四 免許証番号 青森県知事（三）第二七八六号
- （教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）（提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

青森県告示第五百九十五号

平成二十一年七月十七日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社柿本不動産
- 二 代表者の氏名 柿本 和夫
- 三 主たる事務所の所在地 青森市南佃一丁目五の五
- 四 免許証番号 青森県知事(一)第三二六七号

(教示) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

**公 告**

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 マルマン工藤建築
- 二 氏名 工藤 正雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市松原三丁目六の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一〇〇二四三三号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 高心工業
- 二 氏名 森山 高広
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字樹木五丁目二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五二九九号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年八月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**雑 報**

地方独立行政法人青森県産業技術センター告示第一号

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二十条第一項の規定により、開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報等を次のとおり定めたので、地方独立行政法人青森県産業技術センターが取り扱う

個人情報保護の保護に関する規程（平成二十一年地方独立行政法人青森県産業技術センター規程第六号）の規定によりその例によることとされる知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）第七条第一項の規定により告示する。

平成二十一年九月九日

地方独立行政法人青森県産業技術センター

理事長 唐 澤 英 年

|                                   |                                                     |                                                           |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報 | 開示請求を行うことができる期間                                     | 開示請求を行うことができる場所                                           |
| 個人情報取扱事務の名称                       | 保有個人情報の項目                                           | 地方独立行政法人青森県産業技術センター本部事務局企画経営室                             |
| 職員採用試験                            | 第一次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位、第二次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位 | 第一次試験不合格者にあつては第一次試験合格発表の日から一月間、第二次試験受験者にあつては最終合格発表の日から一月間 |

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県 号

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭